



# 金属労協政策レポート

**No.11** 2002.4.5

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協 / IMF-JC）  
 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル4階  
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>  
 編集兼発行人 阿島 征夫

## ＜報告＞ ヨーロッパにおけるIMF加盟組織の環境政策

欧州連合（EU）においては、京都議定書で2008～2012年の期間に地球温暖化ガスの排出量を1990年比で8%削減することを義務付けられており、EU独自の環境行動計画を策定するなど、環境政策に本腰を入れて取り組んでいる。金属産業の労働組合においても、高い環境意識のもと、環境政策の策定や政府・ナショナルセンターへの提言を行っている。

金属労協においては、環境先進国であるヨーロッパ各国の金属労組と連帯を深め、京都議定書で中心的な役割を担う先進国の労働者の立場から地球環境保護に関する政策を打ち出していく必要が高まっており、金属労協「環境政策」の改訂に活用できる参考資料を策定するため、昨年10月よりヨーロッパの国際金属労連（IMF）加盟組織に協力を求め、環境政策に関するアンケート調査を行い、5組織より回答を得た。今回の政策レポートでは、この5組織の環境政策を紹介することとする。

### EUにおける環境政策

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において京都議定書が採択され、地球温暖化ガスの削減数値目標が明確に決定されてからは、締約国各国は環境政策に本腰を入れて取り組みはじめました。特に、2008～2012年の期間に地球温暖化ガスの排出量を1990年比で8%削減することを義務付けられている欧州連合（EU）においては、1997年10月に調印されたアムステルダム条約（改正欧州連合条約）に、EUのすべての政策および活動に環境への配慮を義務付ける条文が盛り込まれたり、独自の環境行動計画を策定するなど、他の地域より先進的な取り組みを行っています。EUの環境行動計画は、1973年に欧州共同体（当時）が「第1次環境行動計画」を採択して以来、EU加盟各国の環境政策の根幹を担う役割を果たしてきており、「環境政策は、EUのサクセス・ストーリーの1つである」と評されるくらい成果をあげてきました。現在、第6次となる環境行動計画（別紙1）では、特に京都議定書に関する取り組みを重視しており、地球温暖化ガス削減目標を前倒して達成しようと試みています。（長期的には域内の地球温暖化ガスの1990年比70%削減を目指すとしています）

EU加盟諸国では、EUの方針に従い、国内の環境政策を強化することで、京都議定書をはじめとする環境保護を試みると同時に、雇用の創出や持続的経済・社会の形成という観点から環境産業の育成に力を注いでいます。

そのため、ヨーロッパにおいては、環境産業に深く関わりのある金属産業の労働組合組織においても、高い環境意識のもと、環境政策の策定や政府・ナショナルセンターへの提言を行っています。

## ヨーロッパにおけるIMF加盟組織の環境政策

金属労協は、昨年10月よりヨーロッパにおける国際金属労連（IMF）加盟組織に協力を仰ぎ、「総合環境政策」、「再生可能エネルギー」、「産業界での取り組み」、「環境税」、「交通体系」、「ライフスタイル」、「循環型社会」の7つの項目に関してアンケート調査を行い、IGメタル[金属産業労組（ドイツ）] COインダストリー[デンマーク産業中央組織]、フィンランド金属労組、FO[「労働者の力」金属労組総連合（フランス）]、ISTC[イギリス鉄鋼総連合]の5組織より回答を得（表）、今回「ヨーロッパにおけるIMF加盟組織の環境政策」としてとりまとめました。項目ごとの特徴は以下の通りとなっています。

### 総合環境政策

各組織に共通していることは、労働組合として世界的な「連帯」を通じて、環境・経済・社会が融合した持続的な発展を基本とした環境政策の構築が必要であるとしていることである。

「環境・社会・経済が融合した持続的社会『ニューグローバルディール』が環境政策のコンセプト。環境問題は国内のみならず、世界全体で解決していくことが重要」

（COインダストリー）

「持続的発展の原則に従い、自然保護と経済・生産活動はバランスを保たなくてはならない。また、労働組合として、国内および国際的な環境法制度整備に向けて努力する」（フィンランド金属労組）

「環境保護は全ての人間の義務であり、労働組合として全世界レベルでの「連帯」が必要。また、環境政策は長期的な経済計画に組み込まれるべきであり、開発途上国に対しても適切な環境保護の支援を行うべき」

（FO）

また、IGメタルにおいては、金属産業に深く関わりのある環境産業の育成とその分野における雇用創出を環境政策の基本に据えている。

「99年大会において、再生可能エネルギー、環境技術、交通産業の環境保護分野における新規雇用開拓、クリーンエネルギー供給の確立と脱原発を決議。また、環境技術関連産業の輸出促進に向けた政策を確立することで確認」（IGメタル）

### 再生可能エネルギー

ヨーロッパ電力市場完全自由化が本格化しつつあるなか、安定的で安価なエネルギー供給とコストの高い自然エネルギーとの調和をいかに図るかが焦点となっている。

「電力供給者が公平に市場に参入でき、再生可能エネルギーの供給が優先され、連邦全域でコスト調整が可能となる方向でエネルギー経済法の改正を求めている」

（IGメタル）

「自然エネルギーを優先的に推進する政策は、消費者にとって大きな負担となることを懸念しているため、ヨーロッパ全体を完全な電力自由市場にし、「グリーン電力証書」の国際市場を基本に風力発電等の自然エ

「エネルギーのインセンティブを進めるべき」

(COインダストリー)

「エネルギー政策は、電源の様々な組み合わせを基本として、国内における電力エネルギー価格の国際競争力を確保しなくてはならない」(フィンランド金属労組)

原子力政策に関しては、脱原発派と推進派とが明確に分かれている。また、フランスに関しては、環境にやさしい原子力発電の依存度が高いため、原子力発電施設の安全衛生管理に重点をおいている。

「操業停止後の原子力発電施設の処理と撤去および、新たなエネルギー施設における地域的な雇用の創出が必要である」(IGメタル)

「化石燃料を使用する電源については、原子力発電を含む持続的な電源の組み合わせによって徐々に減らすべき」(COインダストリー)

「国内における安定的なエネルギー確保のため、原子力発電施設の拡大、水力発電設備の配置完了、天然ガスネットワークの拡大を提唱」(フィンランド金属労組)

「公共施設での安全衛生管理・監督は、政府もしくは国際的な機関によって実施されるべき。例えば、原子力関連産業においては、公共部門によって管理・管轄されるべきである」(FO)

#### 産業界での取り組み

北欧諸国においては、産業界における環境保護への取り組みに肯定的な立場をとっている。

「金属産業における環境保護への取り組み、また、環境技術は世界で最も先進的であるとして、産業界への評価は肯定的」(フィンランド金属労組)

しかし、ドイツのIGメタルにおいては、産業界では更なる規制強化が必要であるとしている。

「企業の自主性が公的に証明され、目標が達成されなかった場合に十分な制裁措置がとられた場合にのみ産業界の環境自主行動計画を支持する」(IGメタル)

「環境監査やISO14001による形式的な規準を満たすだけでなく、本質的な環境保護への努力が必要」  
(IGメタル)

#### 環境税

フランスのFOを除いては、各組織とも環境税には賛成の立場をとっている。しかし、その理由に関しては、下記のように様々である。

「環境税は社会・環境に配慮した改革戦略の中心的要素であり、低所得・中間所得層に対する社会保険料負担軽減のために絶対的に維持されるべき」(IGメタル)

「環境税導入によって、環境対策に効果が現れなくてはならない」

(COインダストリー)

「環境産業の発展と雇用の創出、環境技術の開発・促進のためには、環境税は必要」

(フィンランド金属労組)

また、環境税の財源や税率については以下のような回答が寄せられている。

「環境税は、国の財源確保の目的だけに使用するべきではない」(COインダストリー)

「環境税の税率は、EUの平均より高いレベルであるべきではない」

(フィンランド金属労組)

#### 交通体系

各組織共通して、モーダルシフトの重要性や、効率的な交通システム開発の促進を政策として掲げている。

「モーダルシフトの促進、テレマチックシステム(日本におけるITS)の導入、燃料電池・ハイブリッド・ソーラーなどの駆動装置を有する自動車の研究強化、燃料電池航空機の開発促進」(IGメタル)

「より効率的な公共交通システム開発の促進」(COインダストリー)

「鉄道網の拡大と、運河ネットワークの構築による水上交通の発達が重要」

(フィンランド金属労組)

#### ライフスタイル

ヨーロッパ各国は環境教育が発達しており、国民や労働者の環境意識が基本的に高いため、ライフスタイルに関する回答はほとんど得られなかった。

「一般国民の環境意識が既に高いため、ライフスタイルは労働組合の課題として捉えていない」

(COインダストリー)

「環境保護に対する活動は、個人の日々の責任であるが、労働組合としても責任ある活動である」(FO)

#### 循環型社会

各組織とも、廃棄物処理やリサイクルは自国で責任をもって処理するべきとしている。

「リサイクルは使用済み製品が発生する国自身で行われるべき」(IGメタル)

「廃棄物とリサイクルは生産者の義務である」(フィンランド金属労組)

「国境を越えて行われるNIMBY症候群(他国にリサイクル不可能な廃棄物を投棄すること)には同意できない」(FO)

金属労協では、このアンケート結果をもとに2002年6月に環境・エネルギー調査団をドイツ、スウェーデン、デンマーク、フランス、イギリス、フィンランドの6カ国に派遣し、詳細な調査を行うことを予定しており、その調査結果を金属労協「環境政策」の改訂に活用していきたいと考えています。

## おわりに

今回の調査結果から見ても、EU諸国においては、京都議定書で課せられたハードルの高い数値目標をはるかに上回る削減目標を自ら課し、それを達成することがあたりまえのように国レベルで議論が行われている。このことは、ヨーロッパの人々の環境に対する意識が相当高いことが伺えます。また、金属産業の労働組合においても、様々な環境の観点から政策を打ち出し、環境と持続的経済・社会との融合を目指しています。

2001年11月に開催された第7回気候変動枠組み条約締約国会議（COP7）において、先進国が地球温暖化ガスを削減する京都議定書の運用規則について最終合意に至ったことで、議定書の2002年発効は本格化しており、わが国においては、2002年5月末までに国会での批准承認を目指しています。政府の地球温暖化対策推進本部では、わが国の温暖化ガス6%削減目標に向けて、様々な政策を総動員した準備を本格的に開始することとなり、2002年3月19日には、「改訂地球温暖化対策推進大綱」を決定し、国、自治体、企業、国民生活を含めた90の個別対策を削減見込み量とともに掲げています。しかし、削減目標6%のうち、3.9%を「森林吸収」に頼ったり、その確実性が疑問視される項目が多く存在したり、産業界からのコンセンサスが得られていない状況などから、目標の達成が難しいとされています。わが国としては、離脱を表明しているアメリカに対し京都議定書に継続して参加することを強く求めるとともに、COP3の議長国として温暖化防止の確実性のある国内対策を構築し、先進諸国と連携して地球温暖化防止に向けた取り組みを強化する必要があります。

また、わが国は、2度のオイルショックの経験から、省エネ・環境保護技術は世界的に見ても高いレベルにあります。環境関連市場は、今後の金属産業の発展を支える重要な柱となりうるポテンシャルを有しており、環境技術の研究・開発、環境にやさしい製品の普及、環境製品の輸出、環境産業における雇用の創出などを含めた政策も必要となっています。

金属労協においては、環境先進国であるヨーロッパ各国の金属労組と連帯を深め、京都議定書で中心的な役割を担う先進国の労働者の立場から地球環境保護に関する政策を打ち出していく必要があります。

以上

(表)ヨーロッパにおけるIMF加盟組織の環境政策

|                  | 金属産業労組 [IGメタル] (ドイツ)  | デンマーク産業中央組織 [COインダストリー]   |
|------------------|---|---|
| <b>総合環境政策</b>    | <p>金属産業に深くかかわりのある環境関連産業の育成とその分野における雇用創出が基本。</p> <p>連邦政府の環境政策や法規制によって、環境関連産業において100万人規模の雇用が創出されたことを高く評価し、今後は各分野が主体的に環境対策に取り組むのではなく、総合的な環境政策の確立が必要。</p> <p>最終的には、「ゼロ・エミッション」という究極の目標を掲げており、そのため、環境NGO団体との協力関係の構築が不可欠。</p> <p>99年大会において、再生可能エネルギー、環境技術、交通産業の環境保護分野における新規雇用開拓、クリーンエネルギー供給の確立と脱原発を決議。また、環境技術関連産業の輸出促進に向けた政策を確立することで確認。</p> | <p>政府の環境政策が温室効果ガス対策に偏りすぎており、温室効果ガス削減に向けては、京都メカニズムに代表される国際的な合意を十分に活かしていくべき。</p> <p>環境・社会・経済が融合した持続的社會「ニューグローバルディール」が環境政策のコンセプト。環境問題は国内のみならず、世界全体で解決していくことが重要。</p>                      |
| <b>再生可能エネルギー</b> | <p>脱原発政策やEUにおけるエネルギー市場の自由化政策に伴う雇用の減少を懸念。</p> <p>労働組合としての政策は、電力供給者が公平に市場に参入でき、再生可能エネルギーの供給が優先され、連邦全域でコスト調整が可能となる方向でエネルギー経済法の改正を求めている。</p> <p>操業停止後の原子力発電施設の処理と撤去および、新たなエネルギー施設における地域的な雇用の創出が必要である。</p> <p>既存のエネルギーから再生可能エネルギーへの転換のための電力産業エネルギー転換基金の設立を政府に要請。</p>   | <p>自然エネルギーを優先的に推進する政策は、消費者にとって大きな負担となることに懸念。</p> <p>ヨーロッパ全体を完全な電力自由市場にし、「グリーン電力証書」の国際市場を基本に風力発電等の自然エネルギーのインセンティブを進めるべき。</p> <p>化石燃料を使用する電源については、原子力発電を含む持続的な電源の組み合わせによって徐々に減らすべき。</p> |
| <b>産業界での取り組み</b> | <p>企業の自主性が公的に証明され、目標が達成されなかった場合に十分な制裁措置がとられた場合にのみ産業界の自主行動計画を支持するとしている。</p> <p>環境監査やISO14001による形式的な規準を満たすだけではなく、本質的な環境保護への努力が必要。</p> <p>事業所での環境保護計画を労使で共同決定していくことが重要。</p> <p>事業所の発電は、早急に化石エネルギーから再生エネルギーへの転換を図るべき。</p>   | <p>炭素税、有毒物質への規制強化、環境ラベルの促進など、政府の政策には賛成だが、(金属産業の)競争力の低下を緩和するため、国際的な運動として広めることを政府に要求。</p>   |
| <b>環境税</b>       | <p>99年の環境税改革において、税制全体として、低所得・中間所得層の負担が軽減され、企業の場合も、環境税によるエネルギー消費のコスト負担増に対して、賃金付随税率の引き下げによって労働コストの負担が軽減されたことを高く評価。</p> <p>環境税は社会・環境に配慮した改革戦略の中心的要素であり、低所得・中間所得層に対する社会保険料負担軽減のために絶対に維持されるべき。</p>   | <p>環境税に関しては、環境対策に効果が現れなくてはならない。</p> <p>環境税は、国の財源確保の目的だけに使用するべきではなく、また、税源の大部分を占めてはならない。</p>  |
| <b>交通体系</b>      | <p>モーダルシフトが十分に行われていないことから、総合的な交通システムの確立。</p> <p>燃料電池、ハイブリット、ソーラー、駆動装置の研究強化による自動車からのゼロ・エミッションの達成。</p> <p>自動車生産における再生原材料の更なる利用が必要。</p> <p>モーダルシフトの促進、テレマチックシステムの導入(日本におけるITS)。</p> <p>燃料電池航空機の開発促進。</p>   | <p>鉄道などの大量輸送手段への転換は賛成だが、都市部での個人交通の必要性、不規則な勤務時間の労働者への理解は不十分としたうえで、より効率的な道路を建築することで交通インフラを整備するべき。</p> <p>クリーンエンジンや、より効率的な公共交通システム開発などの技術開発の促進が必要。</p>                                   |
| <b>ライフスタイル</b>   | <p>労働組合として環境団体との連携を強化し、環境保護に努めていくことが重要。</p>   | <p>デンマーク政府は環境対策に積極的であり、一般国民の環境意識が既に高いため、ライフスタイルは労働組合の課題として捉えていない。</p>   |
| <b>循環型社会</b>     | <p>リサイクルは使用済み製品が発生する国自身で行われるべき。</p> <p>法的拘束力を有する廃家電法を実施すること。</p> <p>廃棄物のリサイクルと処分の定義をEU規制に沿った形で確立すること。</p>   | (N.A.)  |

(N.A.)は「回答なし」

| フィンランド金属労組  | 「労働者の力」金属労組総連合 [FO] (フランス)  | イギリス鉄鋼総連合 [ISTC]  |
|---|---|---|
| <p>持続的発展の原則に従い、自然保護と経済・生産活動はバランスを保たなくてはならない。</p> <p>職場においては、環境問題は安全衛生の一部であると認識し、環境にやさしい生産プロセスや製品を作り出すことで環境保護を推進する。</p> <p>定期大会においては、産業政策を見直し、環境保護色を強めていくことを確認。</p> <p>労働組合として、国内および国際的な環境法制度整備に向けて努力する。</p> | <p>環境保護は全ての人間の義務であり、労働組合として全世界レベルでの「連帯」が必要。</p> <p>環境政策は長期的な経済計画に組み込まれるべきであり、開発途上国に対しても適切な環境保護の支援を行うべき。</p>   | <p>環境政策は打ち出していないが、2年前のイギリス労働組合会議 (TUC) 定期大会において、京都議定書を完全に受け入れ、批准するよう全国に呼びかける決議案を提案。</p>                             |
| <p>エネルギー政策は、電源の様々な組み合わせを基本として、国内における電力エネルギー価格の国際競争力を確保しなくてはならない。</p> <p>国内における安定的なエネルギー確保のため、原子力発電施設の拡大、水力発電設備の配置完了、天然ガスネットワークの拡大を提唱。</p> <p>再生可能エネルギーの発展、省エネの重要性も同時に強調。</p>                                | <p>公共施設での安全衛生管理・監督は、政府もしくは国際的な機関によって実施されるべき。例えば、原子力関連産業においては、公共部門によって管理・管轄されるべきである。</p> <p>中国などで自動車の取得者数が増加していくなか、エネルギー需要の増大と人口増加との関係を調査していくべき。</p> | (N.A.)  |
| <p>金属産業における環境保護への取り組み、また、環境技術は世界で最も先進的であるとして、産業界への評価は肯定的。</p>   | (N.A.)  | <p>雇用に対して影響を与える可能性の高いEUやその他の影響力のある環境政策を注視しているが、環境保護へのアプローチには責任を持ち、その達成のためには鉄鋼産業も犠牲を払って深刻な環境問題に取り組んでいかななくてはならない。</p> |
| <p>環境産業の発展と雇用の創出、環境技術の開発・促進のためには、環境税は必要である。ただし、環境税の税負担は、EUの平均より高いレベルであるべきではない。</p>  | <p>環境税は60%の賛成を得ているが、この数字は不十分である。</p> <p>環境税は、政府に環境対策への責任を押し付けているだけにすぎない。</p> <p>環境汚染に対する代償は、結局、労働者からの税金によって賄われているにすぎない。</p>                         | <p>当初の気候変動税導入計画における鉄鋼産業への負担が導入時には緩和されたため、基本的に受け入れる姿勢。(経営者側は現在も反対の姿勢。)</p>   |
| <p>環境保護と金属産業の発達のためには鉄道網の拡大と、運河ネットワークの構築による水上交通の発達が重要。</p>   | (N.A.)  | (N.A.)  |
| <p>職場における組合員は、環境にやさしい消費行動を選択するべき。</p>   | <p>環境保護に対する活動は、個人の日々の責任であるが、労働組合としても責任のある活動である。</p>   | (N.A.)  |
| <p>生産工程において排出された廃棄物の管理は、最高技術の手法をもって管理されなくてはならない。</p> <p>廃棄物とリサイクルは、生産者の義務である。</p>   | <p>国境を越えて行われているNIMBY症候群(「私の庭に廃棄物を捨てるな」の意味)には同意できない。</p> <p>ヨーロッパの廃棄物のリサイクル市場における市場規模は数千億フランと推定されており、毎年5~6%の成長を達成している。更なる発展を期待。</p>                  | (N.A.)  |

(別紙1)

第6次環境行動計画

2001年6月にEU環境閣僚理事会で承認された第6次環境行動計画「環境2010年：我々の将来、我々の選択(2001 - 2010年)」では、第5次環境行動計画において、欧州指令の実施の徹底化や環境と経済・社会政策の一層の統合という課題も再認識されることとなり、より戦略的な視点で目標と達成方法を設定している。

目 標：(1) 地球温暖化の防止、(2) 自然と生物多様性の保護、(3) 人間の健康に害を及ぼさない環境の育成、(4) 持続可能な天然資源の利用とリサイクル等を通じた廃棄物の有効処理

達成方法：第1に、欧州司法裁判所の法的措置およびEU環境法の国内法への置換を怠った国名の公表を通じて、現行法の実効性を確保すること、第2に、アセスメント機能を強化し、環境とEU政策との一体化をより深めること、第3に、持続可能な生産と消費パターンを実現するため、産業界および消費者と密接に連携し問題解決にあたること、第4に、市民のための情報アクセスを拡充すること、第5に、構造基金を利用し環境重視型の土地利用を実践すること。

以上の達成方法は、近い将来EUに加盟する国々にも同様に求められており、EUの加盟国になれば「アキ・コミュニテール」と呼ばれるEU法の集積もすべて受け入れていかなければならない。環境規制が西洋諸国に比べ未発達な中・東欧諸国にとって、EU指令を国内法化していく作業は大きな挑戦であるため、EUは中・東欧諸国支援プログラムの「RHARE」や「加盟前構造政策投資(PASI)」を通じて、加盟候補国が西洋諸国の直面する深刻な環境汚染を経験することなく持続可能な経済発展へ向かっていくよう支援している。

環境政策サポートプログラム

環境政策の発展に伴い、加盟各国をサポートする機能や手段も強化されている。例えば、1992年、「LIFEプログラム(EU加盟国と中・東欧諸国を含む十数カ国を対象とする、環境保全を目的とした融資プログラム)」がスタートし、2004年までにおよそ15億ユーロ(約1,635億円)が投入される予定となっている。また、環境に優しいものづくりを促進するエコラベル計画、エコ管理・監査制度、環境アセスメント制度等の技術的な枠組みも整備され、最近では汚染者負担原則に基づく環境税の導入や環境会計システムの確立に向けて努力が行われている。

欧州環境庁(European Environment Agency)

ヨーロッパの環境状況に関するデータの収集や政策評価を担うことを目的とした欧州環境庁が1995年、コペンハーゲンに設立された。EU15カ国のほか、加盟が予定されている中・東ヨーロッパ諸国や非加盟国であるノルウェー、スイス、アイスランドもメンバーとして参加している。今後は、地球規模の環境問題は国際社会との協調なしに解決することは困難なことから、域外国との連携を重視した同庁の働きに期待が寄せられている。

資料：「ヨーロッパ」2001年秋号(駐日欧州委員会代表部広報部発行)より作成